

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、令和5年4月5日厚生労働省発医政0405第2号・発健0405第1号、発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）交付要綱」に基づき、別表1-1（令和5年5月7日まで）、別表1-2（令和5年5月8日から令和5年9月30日まで）及び別表1-3（令和5年10月1日以降）の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施者が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

(事業実施計画の作成及び提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

(申請手続)

第4条 補助金の新規交付申請は補助金の交付を受けようとする者が、変更交付申請は補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合に補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手をする場合は、事前着手届出書を知事に提出しなければならない。ただし、令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱による補助を受けた者の事前着手届出書の提出は省略することができる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助額の算出方法等）

第 5 条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表 1－1（令和 5 年 5 月 7 日まで）、別表 1－2（令和 5 年 5 月 8 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）及び別表 1－3（令和 5 年 10 月 1 日以降）の第 1 欄に定める事業区分ごとに、第 2 欄に定める実施者に対し、別表 2－1（令和 5 年 5 月 7 日まで）、別表 2－2（令和 5 年 5 月 8 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）及び別表 2－3（令和 5 年 10 月 1 日以降）の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）を交付する。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書又は変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 7 条 補助事業者は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から 10 日以内に第 3 号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（暴力団排除）

第 8 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場

合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。
 - ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。）。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2) 市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 7 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

(ア) 本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第 7 号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」

と読み替えるものとする。

(イ) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ス 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 補助事業者は、前条第1号アからイ及び第2号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第4号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第5号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当

該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは第 8 号様式による補助金支払請求書を、前項ただし書きの規定により補助金の概算払いを受けようとするときは第 8 号様式の 2 による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第 15 条 財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

(書類の提出部数)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とする。

(届出事項)

第 17 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(実施期間)

第 18 条 実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (令和 5 年 6 月 21 日 医危第 2388 号)

この要綱は、令和 5 年 6 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 8 日 医危第 3938 号）

この要綱は、令和 5 年 12 月 8 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

別表1-1（令和5年5月7日まで）

1 事業区分	2 実施者
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p><病床確保料> 1 神奈川モデル認定医療機関（注1）のうち事業区分（2）に該当しない者（注2） 2 その他知事が認める者</p>
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注2）であって、かつ厚生労働省の示す「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の要件（注3）を満たす者。 (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院（県認定要綱第4条第2項第1号に該当する協力病院A） 2 その他知事が認める者（注4）</p>

(注1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。

(注2) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

(注3) 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）別紙1「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」の各要件

(注4) 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

別表1-2（令和5年5月8日から令和5年9月30日まで）

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p><病床確保料></p> <p>1 神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床を有する者のうち(2)1以外の者</p> <p>2 その他知事が認める者</p>
(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>1 神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床を有する者のうち国の重点医療機関の指定を受ける者(注1)</p> <p>2 その他知事が認める者(注2)</p>

(注1) 「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』(令和5年5月8日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)の別紙1に定める重点医療機関の指定を受ける者

(注2) 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

別表 1-3 (令和5年10月1日以降)

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業	「病床確保料の対象となる病床等について」(令和5年9月26日 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長)による「病床確保料対象病床」を有する者
(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医療機関であって、G-MISに入院受入状況等を確実に入力する医療機関

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について（令和5年5月7日までの取扱い）

令和5年4月

1 概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和2年4月1日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和5年5月8日付けで最終改正がされていることから、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

2 定義

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等 県認定要綱第2条に定める高度医療機関、第3条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院A
- (2) 神奈川モデル協力病院A 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第1号に該当する医療機関
- (3) 神奈川モデル協力病院B 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第3号又は第4号に該当する医療機関
- (4) 国の重点医療機関 国事務連絡の別紙1「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関
- (5) 国の協力医療機関 国事務連絡の別紙2「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

3 国の指定要件との関係

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Aについては、県認定要綱第4条第2項第1号に該当する医療機関）

この場合、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表1に定める事業区分(2)並びに令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表1-1に定める事業区分(2)のうち医療従事者の宿泊施設確保に係る経費及び消毒経費、(3)並びに(12)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、令和5年4月5日付け厚生労働省医政局経理室、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（以下、「国実施に当たっての取扱い」という。）の別紙1又は別紙2にある「重点医療機関である特定機能病院等」又は「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

- (2) 神奈川モデル協力病院Bのうち新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院管理を行う医療機関（県認定要綱第4条第2項第3号に該当）については、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表1に定める事業区分(1)のうち消毒経費並びに令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表1-1(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保に係る経費及び消毒経費並びに(3)の実施者となることことができる。
- (3) 神奈川モデル協力病院Bのうち自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来診療を行う医療機関（県認定要綱第4条第2項第4号に該当）については、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表1-1事業区分(2)のうち消毒経費及び(4)の実施者となることことができる。
- (4) 神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表1-1に定める事業区分(12)の実施者となることことができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること。</p> <p>※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。</p> <p>(注)「病棟単位での病床確保」となる具体的な看護体制については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）」の「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」問12を参照のこと。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
受入患者	(1) 既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者

（確定患者又は疑い患者）に関する要件	（２）都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条第１項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。また、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱３（２）ウ（ア）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同エ（エ）に規定するとおり、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	重点医療機関の管理者（代理の者）は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）神奈川県モデル認定医療機関が実施者となる事業内容一覧

事業内容		神奈川県モデル認定医療機関				
		高 度	重 点	協力病院		
				①	③	④
令和５年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金						
(2)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	○	○	○		
令和５年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）						
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者宿泊）	○	○	○	○	
	新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒経費）	○	○	○	○	○
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	○	○	○	○	
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業					○
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	○	○	○		

別表 2-1 (令和5年5月7日まで) A表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ①その他知事が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 <p>※新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする（補助上限額は上記と同じ）。</p> 	<p>病床確保に係る経費</p> <p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②重点医療機関である一般病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

別表2-1 (令和5年5月7日まで)

B表 (即応病床使用率 (前3ヶ月間) が県の平均を当該平均の30%を超えて下回る場合)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ①その他知事が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり68,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり29,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり11,000円/日 ・休止病床の病床確保料 (即応病床1床あたり2床まで (ICU・HCU病床は4床まで)) <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり68,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり29,000円/日 療養病床 1床当たり11,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり11,000円/日 <p>※新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする (補助上限額は上記と同じ)。</p> 	<p>病床確保に係る経費</p> <p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり305,000円/日 HCU 1床当たり148,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり305,000円/日 HCU 1床当たり148,000円/日 療養病床 1床当たり11,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②重点医療機関である一般病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり211,000円/日 HCU 1床当たり148,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり50,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり211,000円/日 HCU 1床当たり148,000円/日 療養病床 1床当たり11,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり50,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

別表 2-2 (令和 5 年 5 月 8 日から令和 5 年 9 月 30 日まで)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ①その他知事が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 ※新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする（補助上限額は上記と同じ）。 ※ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。） <p>（（2）も同じ）</p> 	<p>病床確保に係る経費</p> <p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり218,000円/日 HCU 1床当たり106,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり37,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり218,000円/日 HCU 1床当たり106,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり37,000円/日 <p>※ ただし、療養病床である休止病床は16,000円/日（②も同じ）</p> <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②重点医療機関である一般病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり151,000円/日 HCU 1床当たり106,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり36,000円/日 ・休止病床の病床確保料（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）） <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり151,000円/日 HCU 1床当たり106,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり36,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

別表2-3 (令和5年10月1日以降)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保料 1 特定機能病院等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働病床の病床確保料 ICU 1床当たり174,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり30,000円/日 ・ 休止病床の病床確保料 (即応病床1床あたり1床まで (ICU・HCU病床は2床まで)) <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり174,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり30,000円/日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 その他医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働病床の病床確保料 ICU 1床あたり121,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり29,000円/日 ・ 休止病床の病床確保料 (即応病床1床あたり1床まで (ICU・HCU病床は2床まで)) <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり 121,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>1 特定機能病院等</p> <p>①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床</p> <p>ICU 1床当たり174,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日</p> <p>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円（以下、1②、2①、2②において同じ）</p> <p>②院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床(①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）)</p> <p>ICU 1床当たり174,000円/日 HCU 1床当たり85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり30,000円/日</p> <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、</p> <p>体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>2 その他医療機関</p> <p>①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床</p> <p>ICU 1床当たり121,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</p> <p>②院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額(①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）)</p> <p>ICU 1床当たり121,000円/日 HCU 1床当たり 85,000円/日 上記以外の病床 1床当たり29,000円/日</p>	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

提出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業実施計画

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付
要綱第3条の規定に基づき、次のとおり事業実施計画を提出します。

- 1 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に
関する事業実施計画（別紙1）
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2）
- 3 添付書類

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
交付申請書

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付
要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 新規交付申請額 金 円
- 2 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に
関する事業実施計画（個票）（別紙3）
- 3 事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙4（1）又は（2））
- 4 添付書類
 - (1) 役員等氏名一覧表（第9号様式）
 - (2) 歳入歳出予算書抄本
 - (3) その他参考となる書類（確保病床及び休止病床の配置状況が分かる図面、別紙
4「対象経費支出予定額」の算出方法が分かる書類他）

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

届出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げたいので、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

〈取下げを必要とする理由〉

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業変更(中止、廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に係る事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に係る実施状況に関し、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業実施状況の概要
- 2 補助事業の実施に要する経費の使用状況

（単位：円）

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業を完了（中止、廃止）しましたので、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 精算額 金 円
- 2 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施実績（別紙5）
- 3 事業の実施に要した経費精算額算出内訳（別紙6）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書抄本
 - (2) 別紙6に掲げる対象経費の支出額を証する資料
 - (3) 別紙6に掲げる総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
 - (4) 契約書の写し、納品書の写し等

第7号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金について、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第9条第1号キ及び第2号キの規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第8号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

請求者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県
新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の支払いを受けたいので、令
和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱
第14条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 今回請求額 _____ 円也

2. 請求額の内訳

①	交付決定額	円	
②	確定額	円	実績額
③	既受領額	円	
④	今回請求額	円	②-③

3. 補助金振込先

金融機関名		本店・支店	
金融機関コード		支店コード	
口座番号	普通・当座		
口座名義（カナ）			

第8号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型) (概算払い用)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

請求者氏名又は名称 (法人の場合は代表者氏名も記載)

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和5年度神奈川県
新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の概算払いを受けたいので、
令和5年神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱
第14条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 今回請求額 円也

2. 請求額の内訳

①	交付決定額	円	
②	既受領額	円	
③	今回請求額	円	
④	残額	円	①-②-③

3. 補助金振込先

金融機関名		本店・支店
金融機関コード		
口座番号	普通・当座	
口座名義 (カナ)		

第9号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意していることを証します。

氏名又は法人名称
(法人の場合は代表者氏名も記載)

令和5年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画

事業者名 :

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (B) (千円未満切捨)円
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業			
(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業（令和5年9月30日までは新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）			
合計			

別紙2

事業の実施に要する経費に関する調書（令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業）

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における 寄付金その他 収入額 (B) 円	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除した額 (C) = (A) - (B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E) (千円未満切捨)円
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業					
(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業（令和5年9月30日までは新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）					
合計					

※公費補助額(E)は(C)と(D)のいずれか少ない方の額

別紙3

令和5年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）

事業者名	
代表者名	
事業区分	(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

[Redacted area for necessary reasons]

2 事業の内容 (円)

名称	事業費（総額）
病床確保に係る経費	
計	

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 その他参考となる書類

令和5年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）

事業者名	
代表者名	
事業区分	(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業（令和5年9月30日までは新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

2 事業の内容 (円)

名 称	事業費（総額）
病床確保に係る経費	
計	

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 その他参考となる書類

別紙4(1)

新型コロナウイルス感染症対策事業 病床確保に係る経費(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

その他知事が認める者

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	I C U							
		H C U							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		I C U							
		H C U							
		上記以外							
						計			

別紙4 (2)

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 (令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

重点医療機関である特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		療養病床							
		上記以外							
						小計①			

重点医療機関である一般病院

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		療養病床							
		上記以外							
						小計②			

別紙2_総事業費(A)	①+②		
別紙2_選定額(D)	①+②		

別紙4 (3)

新型コロナウイルス感染症対策事業 (令和5年10月1日以降)

特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		上記以外							
						小計①			

その他医療機関

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		上記以外							
						小計②			

別紙2_総事業費(A)	①+②		
別紙2_選定額(D)	①+②		

別紙4 (4)

新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業 (令和5年10月1日以降)

特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
空床補償 (陽性患者退院後に空床にする 必要がある病床の病床確保料)	陽性	ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
休床補償 (病室の閉鎖などの事情により休止せざるを 得ない病床の病床確保料)		ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
						小計①			

その他医療機関

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
空床補償 (陽性患者退院後に空床にする 必要がある病床の病床確保料)	陽性	ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
休床補償 (病室の閉鎖などの事情により休止せざるを 得ない病床の病床確保料)		ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
						小計②			

別紙2_総事業費(A)	①+②		
別紙2_選定額(D)	①+②		

令和5年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施実績

事業者名 :

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (B) (千円未満切捨)円
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業			
(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業（令和5年9月30日までは新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）			
合計			

別紙 6

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業）

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における 寄付金その他 収入額 (B) 円	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除した額 (C) = (A) - (B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E) (千円未満切捨)円
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業					
(2) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関 支援事業（令和5年9月30日までは新型コロナウイルス 感染症重点医療機関体制整備事業）					
合計					

※公費補助額(E)は(C)と(D)のいずれか少ない方の額

別紙6 (1)

新型コロナウイルス感染症対策事業 (令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

その他知事が認める者

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
			単価(円)/日	金額(円) 【a】	単価(円)/日	金額(円) 【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU						
		HCU ※1						
		上記以外						
休止病床の病床確保料		ICU						
		HCU ※1						
		上記以外						
				計				

別紙6（2）

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）

重点医療機関である特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		療養病床							
		上記以外							
						小計①			

重点医療機関である一般病院

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		療養病床							
		上記以外							
						小計②			

別紙6_総事業費(A)	①+②		
別紙6_選定額(D)	①+②		

別紙6 (3)

新型コロナウイルス感染症対策事業 (令和5年10月1日以降)

特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		上記以外							
						小計①			

その他医療機関

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
稼働病床の病床確保料	陽性	ICU							
		HCU							
		上記以外							
休止病床の病床確保料		ICU							
		HCU							
		上記以外							
						小計②			

別紙6_総事業費(A)	①+②		
別紙6_選定額(D)	①+②		

別紙6 (4)

新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業 (令和5年10月1日以降)

特定機能病院等

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
空床補償 (陽性患者退院後に空床にする 必要がある病床の病床確保料)	陽性	ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
休床補償 (病室の閉鎖などの事情により休止せざるを 得ない病床の病床確保料)		ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
						小計①			

その他医療機関

対象経費			延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	添付資料 番号等
				単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】		
空床補償 (陽性患者退院後に空床にする 必要がある病床の病床確保料)	陽性	ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
休床補償 (病室の閉鎖などの事情により休止せざるを 得ない病床の病床確保料)		ICU							
		HCU							
		療養病床、重症・中 等症Ⅱ患者等を受け 入れる病床以外の病 床							
		上記以外							
						小計②			

別紙6_総事業費(A)	①+②		
別紙6_選定額(D)	①+②		